

関まちなみ文化センター貸店舗事業者の募集について

1. 施設の概要

- (1) 施設の所在地 亀山市関町中町463番地3
- (2) 施設の構造 鉄骨造2階建
- (3) 施設面積等 延床面積209㎡（1区画あたり21.15㎡）

2. 募集の概要

- (1) 募集業種 訪問客及び地域住民・団体が気軽に利用できる憩いの場を提供できる業種
- (2) 営業日 営業日は、応募者の提案によりますが、土曜日、日曜日、祝祭日及び「関宿」におけるイベント開催日は必須営業日とします。
- (3) 募集区画 施設1階 3区画エリア、2区画エリア（いずれか又は全区画）
- (4) 使用許可期間 令和2年6月1日から（使用希望日から）令和7年3月31日まで
- (5) 使用料 1区画あたり月額12,560円
- (6) その他 まちなみの活性化のため、積極的な手法を用いて集客を図ることと合わせて、市及び関係諸団体主催のイベント、地域団体の活動及び学術関連セミナー会場としての使用、観光情報発信についても無償の相互協力を行う等、多目的かつ臨機応変な運営が可能な店舗を希望しています。

3. 応募者の参加資格

応募者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 関まちなみ文化センター条例規定の設置目的、制限事項、禁止行為等を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 経営状況が健全で、貸店舗を安定的に継続できること。
- (3) 事業に必要な法令に基づく許可を有する者、又は許可を得ることが確実な者であること。
- (4) 公租公課を完納していること。
- (5) 過去の営業等において、法令に違反、罰則を受けたことがない者であること。
- (6) 会社更生法並びに民事再生法に基づく、更正・再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (7) 暴力団体関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織ではないこと。（亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱に準ずる。）
- (8) その他、亀山市が貸店舗の出店に相応しいと判断した者であること。

4. 応募受付期間

令和2年1月31日（金）から令和2年3月31日（火）まで

5. 審査方法

提出された応募書類一式によるプロポーザル方式の審査とします。

6. スケジュール

募集期間 令和2年1月31日(金)から令和2年3月31日(火)まで
事業者の決定 令和2年5月中旬
事業者への通知 令和2年5月下旬
事業者の使用開始 令和2年6月1日

■位置図



■写真

外観画像



3区画エリア



2区画エリア

